

「分野別の取り組み方針」とりまとめ（案）

4. 分野別の取り組み方針

4-1 土地利用の方針 ～多様なライフスタイルを支えるまち～

■ 4-1-1 土地利用の現状

- 本市は都心部から電車で 1 時間程度で移動できる距離にあり、海や山などの自然に恵まれた住宅都市です。
- 市街化区域の人口密度は近隣市町と比べると高く、また、鉄道駅を中心に適度に都市機能が集約されています。
- 快適な住環境の実現のため、建築物の高さや敷地面積の最低限度に関するルールを定め、建築時に適正な誘導を行っています。
- 多様な都市機能の充実化や本市の活力を創出するため、便利で快適な生活を支える拠点の形成を進めています。

議論する内容

4-1-2 目指す方向と考え方

～多様なライフスタイルを支えるまち～

- 「自然環境」、「住宅地」、「集約拠点」などを適正に配置し、住みたい、住み続けたいまちをめざします。
- 住宅地は、快適な環境を守りつつ、あわせて生活の質の向上のために、生活に必要な都市機能や人と人が交流できる場が身近にあるまちをめざします。
- 生活に必要な都市機能のみならず様々な都市機能が集約し、居心地の良い時間を過ごすことができる拠点の形成をめざします。
- 自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションなどを通じて人と人が交流を育むことができる拠点の形成をめざします。

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

(2) 住み続けたいと思える住環境の形成

(3) 足を運びたくなる拠点の形成

4-1-3 土地利用の方針

議論する内容

地域特性を生かしたまちづくり

【各地域で培った特性を生かし、自然環境、住宅地、工業・業務地等のまちづくりの方針を記載】

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵、海岸、河川などの整備・保全
- 農地の維持・保全
- 住民との合意形成による地区計画などの活用による快適な住環境の維持・向上
- 工業・業務の操業環境などの維持・向上
- 工場や大規模施設などの跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導

住み続けたいと思える住環境の形成

【質の高い日常生活を営むための住宅地のまちづくりの方針を記載】

○生活に必要な都市機能の整備

- 各地域の住民にとって必要な施設の確認
- 周辺環境への配慮を前提にした、必要施設の整備のための仕組み検討

○交流の場の創出

- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校などの公共施設、更には今後増加が見込まれる空き家などの活用による人々の交流の場づくり

足を運びたくなる拠点の形成

【都市拠点及び交流拠点のまちづくりの方針を記載】

○都市機能の集約の促進

- 茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺の都市拠点および浜見平の生活・防災拠点における、商業・業務・サービス機能などの保全や向上

○訪れたい環境づくり

- 魅力ある憩いの空間整備を進めることによる人々が訪れたい都市拠点の形成
- 自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションなどを通じて、人と人が交流を育むことができる施設の整備

【注意】

「・」で箇条書きされている内容は現段階で記載を予定しているものの例示です。

4-2 交通体系整備の方針 ～楽しく快適に移動できるまち～

■4-2-1 交通体系整備の現状

- 「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」を策定し、事業を推進するとともに、歩行者空間については、歩道の整備や段差の解消等事業に取り組んでいます。
- 自転車の走行環境づくりは、「第2次ちがさき自転車プラン」や「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画 自転車ネットワーク計画」を策定し、自転車専用レーンやサイクルアンドバスライドを設置しています。
- バス交通については、平成14年にコミュニティバスの運行を開始し、住民ニーズを把握しながら、運行の改善を実施し、北部地域においては予約型乗合バスの運行を開始しました。また、交通事業者と連携し、公共交通の利用促進に係る取り組みを実施しています。
- 鉄道交通については、相模線の複線化を目指した調査研究活動などを通し、国や鉄道事業者への要望活動を実施しています。
- 高齢者の増加に伴い公共交通への期待は高まっており、持続可能な交通網の形成が重要な課題となっています。

議論する内容

4-2-2 目指す方向と考え方

～楽しく快適に移動できるまち～

- 誰もが訪れる（足を運びたくなる）拠点の形成とともに、それらをつなぐ移動環境として、歩行者・自転車・公共交通を主体としたバランスのとれた交通体系の形成をより一層推進します。
- 過度に自動車へ依存しなくとも移動ができ、かつ移動しやすい交通体系の形成をより一層推進します。
- 茅ヶ崎で豊かに暮らすことを支える移動そのものが、茅ヶ崎らしいライフスタイルを演出する1シーンとなることを目指します。

(1) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

(2) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

(3) 幹線道路網の整備

4-2-3 交通体系整備の方針

議論する内容

過度に自動車に依存しない交通体系の形成

【乗合交通、鉄道の利便性向上方を記載】

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者や近隣市町等と連携した、市民の生活圏を考慮した公共交通網の構築
- 都市拠点や交流拠点間における乗合交通の運行経路等の情報の分かりやすい案内
- 環境面への配慮やユニバーサルデザインの視点による、だれもが利用のしやすい乗合交通環境の形成

○鉄道の輸送力増強

- 東海道本線の貨物線旅客線化、東京や新宿へ結ぶ路線の利便性確保の働きかけ
- 東海道新幹線新駅の寒川町倉見地区への誘致やツインシティ構想と連携し、香川駅への車両の行き違い施設の設置検討、相模線の複線化、（仮称）西久保新駅の設置などの働きかけ

暮らしを楽しむ移動環境の形成

【日々の移動が楽しく外出意欲が増す歩行空間・自転車走行環境をどのように形成していくのかを記載】

○歩行者空間・自転車走行空間の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の配置による歩きたくなる歩行者空間整備
- 緑化等を含めた景観形成による、連続性のある歩行者空間の構築
- 駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化など、安心して歩ける環境の整備
- 良好な自転車走行の環境づくり
- 警察などと連携した信号機設置や交通規制、ルール啓発などの安全対策
- 交通量が多く、歩道のない道路に優先的に歩道を整備
- 鉄道事業者や事業所などへの用地提供の働きかけにより、駅周辺や商業施設周辺への小規模自転車駐車場などの分散配置し、放置自転車の規制実施
- サイクルアンドバスライド用の自転車駐車場の設置検討

幹線道路網の整備

【都市の骨格となる幹線道路網の整備方針を記載】

○道路網整備

- 周辺市町との連絡や、自動車専用道路と連携し、本市への出入り可能な主要幹線の整備
- 各地域と主要な施設を結ぶ都市幹線整備による通過交通車両の抑制と、都市幹線で囲まれた区域内の環境保全
- 環状道路の整備により、茅ヶ崎駅周辺への交通集中を抑制
- 市内の道路、橋りょうの長寿命化
- 緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備

【注意】

「・」で箇条書きされている内容は現段階で記載を予定しているものの例示です。

4-3 自然環境保全・緑地整備の方針

～人と生きものが共存するみどりのネットワーク～

■4-3-1 自然環境保全・緑地整備の現状

- 本市のみどりは北部丘陵や海岸、河川、農地、公園・街路樹・住宅地に残された樹林などのまちのみどりから構成されています。
- 平成 20 年度ごろまでは農耕地の減少などで緑被率が低下しましたが、平成 20 年度以降は微減傾向です。
- 地域の専門家や市民の協力を得て、自然環境評価調査を実施し、生きものの生育・生息状況を定期的に把握しています。
- 重要な自然環境を保全するため、特別緑地保全地区を指定しました。（清水谷特別緑地保全地区、赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区）
- 市街地のみどりを維持・保全するため、保存樹林・保存樹木の指定や、生け垣の築造への助成、グリーンバンクなどの取り組みを実施しています。
- 県立茅ヶ崎里山公園や柳島スポーツ公園などを整備しました。
- 本市のみどりの将来、あるべき姿と、それを実現するための施策を示した「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を平成 31 年 3 月に見直しました。

議論する内容

4-3-2 目指す方向と考え方

～人と生きものが共存するみどりのネットワーク～

- 心を豊かにし、生活を支えるみどりの充実をめざします。
- 生物多様性が高いみどりを次世代へ継承します。
- みどりを多様な機能を持ったグリーンインフラストラクチャーととらえ、市民との協働により、みどりのネットワークを形成していきます。

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

(3) みどりと人がであう協働のしくみづくり

4-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針

議論する内容

人々が身近にふれあうみどりの充実

【身近なみどりの保全・再生・創出のあり方を記載】

○公園整備の推進

- 公園が不足し充実が求められる地域への公園整備の検討
- 公園整備や公園長寿命化などに必要な財源確保手法の検討
- 「公園施設長寿命化計画」の策定による公園施設の維持管理推進

○立地ごと（公共施設、民有地、農地、河川、海岸など）のみどりの保全・再生・創出

- 緑化における生物多様性への配慮の推進
- 立地特性を踏まえた、地域のモデルとなる公共施設の緑化
- 学校の外周部や屋上など施設内の緑化推進
- 街路樹緑化の推進
- 市街化区域全体を緑化重点地区とすることによる緑化促進
- 多自然型護岸や水辺に親しみ自然とふれあえる親水護岸による河川整備や既設護岸の改修整備の検討と散策路となるような管理用通路の緑化の検討
- 海岸のみどりの保全・再生に向けた取り組みの推進
- 農業振興地域と農用地区域の現在の指定の継続と生産緑地の確保
- 市民農園や観光農園の推進
- 多面的機能を有する水田等の農地のみどりの保全推進
- 「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」と連携した自然と触れ合う回遊導線等の検討

生きものが生育・生息するみどりの確保

【重要度の高い自然の保全、生態系ネットワークの形成方針を記載】

○特に重要度が高い自然環境の保全

- 自然環境評価調査で「特に重要度が高い」と評価された自然環境の保全
- 保全のため、市民団体などとの連携や調査による自然環境の把握

○生態系ネットワークの形成

- 保存樹林・保存樹木制度やみどりの保全地区制度の指定推進
- 自然環境の保全や動物などの連続した移動に配慮した生態系ネットワークの形成推進
- 市民等に対する外来種に関する情報の発信による、外来種の侵入・拡散の防止策の実施や支援の検討

みどりと人々がであう協働のしくみづくり

【みどりに関する保全活動の方針を記載】

○多様な主体との連携

- 市域を越えた対策が必要な生物多様性の保全等の課題について、国や神奈川県、近隣市町村と連携
- 重要度が高い自然環境や、河川、海岸、市街地に残された樹林などの維持管理への市

民参加の推進

- 事業者による保全活動や、工場敷地の緑化、商店街などのみどりの創出の取り組み推進
- そのための、情報提供と市民団体や地域との連携支援

○みどりに関する取り組みの普及

- みどりに関する情報の発信
- 生物多様性の知識を広め、普及啓発などを推進
- 多様な主体によるみどり・生物多様性に関する教育や体験学習

【注意】

「・」で箇条書きされている内容は現段階で記載を予定しているものの例示です。

4-4 都市景観形成の方針

～軽やかな気持ちで過ごせる空間をつくる～

■4-4-1 都市景観形成の現状

- 本市の景観的特徴は、自然環境と重要な文化財がまとまっている北部丘陵地域、住宅地、史跡、田畑など様々な顔を見せる中部地域、相模湾に面し旧別荘地等の面影を残す海岸地域、商業・業務及び行政機能が集積する中心市街地と、4つゾーンに分かれています。
- 景観計画では、ゾーンの特徴を踏まえ、各ゾーンの景観の骨格をつくる所を、景観拠点、景観ベルト、景観ポイントを設定し、景観形成の方針を定めています。
- 景観拠点については特別景観まちづくり地区に、景観ベルトや景観ポイントについては景観資源に指定し、景観形成を進めてきました。
- 景観拠点、景観ベルト、景観ポイントで行われる事業等については、民間の大規模土地利用等も含め、景観協議を行っています。
- 街を彩るサインについては、屋外広告物条例を制定し、茅ヶ崎市公共サインガイドラインを策定し、街なみに調和したサインの規制・誘導を進めています。
- 景観形成を市民主体で進めている景観まちづくり市民団体等の活動を支援してきました。

議論する内容

4-4-2 目指す方向と考え方

～軽やかな気持ちで過ごせる空間をつくる～

- 人口・世帯減少、高齢化など社会状況の変化とともに、3次活動に費やす時間が増えるなど人々の生活スタイルが変化しています。人それぞれの生活スタイルに応じて、街なかで過ごせるような居場所をつくるのが本市の景観まちづくりです。茅ヶ崎の様々な資源を活かし、遊び、会話、食事などを楽しみ、茅ヶ崎のライフスタイルを味わうことのできる空間づくりを進めます。

(1) 自然と文化の保全・継承

(2) 屋外の生活を楽しむ文化を醸成

(3) 茅ヶ崎の魅力を感じられる景観まちづくり

4-4-3 都市景観形成の方針

議論する内容

自然と文化の保全・継承

【重要な景観資源の保全方針を記載】

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設など景観形成上重要な資源の景観資源への指定による保全
- 指定にあたり、資源の活用も定めて指定

○眺望景観の保全

- 景観模擬実験等による魅力ある眺望の保全

○歴史的史跡の保全

- 下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を保全と、それらを学び、楽しめる空間づくり
- 遺産を活用した新たな活動による、北部の文化的価値向上と、市内外への魅力発信
- 歴史的価値の高い旧別荘建築の保存・活用
- 浜見平や道の駅などの新たな拠点づくりと、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくり

屋外の生活を楽しむ文化を醸成

【屋外の空間における魅力づくりの方針を記載】

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 都市拠点、大規模な開発行為等の整備に併せた、緑陰空間やベンチの設置など人が集える公共空間の創出
- 景観計画に基づき、人々が行きたいと感じる道路や公共建築などの公共施設づくり

茅ヶ崎の魅力を感じられる景観まちづくり

【景観形成のための規制誘導、魅力の発信方策に係わる方針を記載】

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例による、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導
- 特別景観まちづくり地区など景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき広告物の形態を誘導
- 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインへの配慮とともに、まちの魅力を伝える公共サインの整備

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進める

【注意】

「・」で箇条書きされている内容は現段階で記載を予定しているものの例示です。

4-5 住環境整備の方針 ～心地よく・住みよいまち～

■4-5-1 住環境整備の現状

- 本市は、高度経済成長期に急激に人口が増加し、住宅都市として急激に成長した結果、急激なまちの成長にインフラ整備が追いつかず、計画的な市街地整備や道路整備が行われないまま市街地が拡大しました。
- 平成20年のちがさき都市マスタープランでは、快適な住環境の整備、衛生環境の向上と水質保全、浸水被害の軽減・解消、地域の防犯力の向上、防犯に配慮した市街地環境の形成を住環境整備の方針として位置付け、施策を推進してきました。
- 住宅地においては、地域特性に応じて良好なまち並みを形成する建築を誘導する目的で、第一種・第二種低層住居専用地域を対象として建築物の敷地面積の最低限度を指定するとともに、約330haを対象に準防火地域の指定区域を拡大しました。また、都市計画法に基づく高度地区を市街化区域全域に指定しました。浜見平地区、美住町地区、赤松町地区では地区計画※の決定など、住環境の整備に取り組みました。
- 少子高齢化が進んでいく中で、住宅に係る課題に取り組んでいくため、「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」を策定するとともに、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」及び「茅ヶ崎市空家等対策計画」を策定しました。
- 市民満足度調査等の結果によると、住環境整備の達成度合いはまだ十分でない状況です。
- 雨水対策、道路・下水道・公園の整備、住宅の耐震化・不燃化等の都市基盤整備がまだ十分でない状況です。
- 人口減少に伴う住宅の余剰、高齢化の進展による相続の発生や施設入所者の増加等により、今後、空き家や空き地等のさらなる増加が予測されます。

議論する内容

4-5-2 目指す方向と考え方

～心地よく・住みよいまち～

- ライフスタイルやライフステージに応じて、「心地良く・住みよいまち」で暮らしていけるよう、住宅の供給、改善、管理等の面で、市民・事業者・市の連携や協働の仕組みづくりを推進するとともに、柔軟な住み替えが可能となるよう住宅ストックの改善と有効活用を促進します。
- 快適な住環境の形成のために、地域特性に応じて良好なまち並みを形成する建築を誘導するとともに、個別の建築物については、耐震化とバリアフリー化を連携させた住宅改善、耐久性や省エネルギー、形態意匠等の面で品質と性能が高い良質な住宅の建築や改善を促進します。
- 雨水対策、道路・下水道・公園、住宅の耐震化・不燃化等の都市基盤整備を引き続き推進するとともに、今後増加が予測される空き家については、地域課題とならないよう住環境の保全を図ります。
- 地域の防犯力の向上や防犯に配慮した市街地環境の形成により、安全・安心な住環境

づくりを進めるとともに、高齢者や障害者等を含めたすべての市民が地域で安心して暮らせる住環境づくりを進めていきます。

(1) 快適な住環境の形成

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

議論する内容

4-5-3 住環境整備の方針

快適な住環境の形成

【ソフト・ハードの住環境づくり方針を記載】

○地区の特性に応じた規制の導入

- 市民との協働により、地区計画などの地区の特性に応じた規制を導入
- 高齢化が進展する住宅地における、多様な世代が共生できる住環境整備
- 住宅の耐震化・不燃化などに関する必要な支援や制度の導入

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家等や空き地等の発生予防及び、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用の推進

○都市基盤整備の推進継続

- 雨水対策、道路・下水道・公園・ごみ処理場等の整備と維持管理、住宅の耐震化・不燃化等の都市基盤整備
- 土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら狭あい道路の解消を促進
- だれもが安全に活動できるよう、施設や歩道・車道などのバリアフリー化
- 地域活動を支える福祉施設や公共施設のバリアフリー化・複合化などの有効利用方策を計画的に整備
- オープンスペースを活用しながら、地域における交流の場づくりを推進
- 公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備による浸水軽減
- 下流側の河川の整備状況を踏まえた千ノ川や駒寄川の護岸整備
- 雨水貯留タンクや雨水浸透枳の設置促進による宅地内雨水の流出抑制
- 計画的な調査による雨水ポンプ場の改築（長寿命化）の推進
- 避難所や医療拠点などから流域下水道終末処理場を結ぶ管路などの改築（長寿命化）の推進

安心して住み続けられる住環境の形成

【防犯対策やセーフティネットの構築方針を記載】

○地域の見守りの推進

- 犯罪が発生しやすい死角減少などのハード面での整備と、地域住民による見守りの推進

○セーフティネットの構築

- 住宅や地域での生活支援に係る情報の共有による高齢者や障害者等の住まいと暮らしのセーフティネットを構築

【注意】

「・」で箇条書きされている内容は現段階で記載を予定しているものの例示です。

4-6 都市防災の方針

～強さとしなやかさを備えた安全・安心なまち～

■4-6-1 都市防災の現状

- 本市は、高度経済成長期に人口が急増し、住宅都市として急激に成長した結果、まちの成長にインフラ整備が追いつかず、計画的な市街地整備や道路整備が十分に行われていないまま、市街地が拡大しました。
- 平成20年度に実施した地震による地域危険度測定調査では、延焼リスクが高いクラスター（延焼連命共同体）が存在しており、木造住宅が密集し大規模地震時に延焼リスクが高い市街地が市内に広く形成されていることが分かりました。特に、東海道本線南側の地域では、約1万世帯で構成されるクラスターが近接して存在していることが判明しました。
- 大規模な災害に対応するためには、災害に強い都市基盤の構築が必要であるとともに、近年の大震災の経験から、自らの生命を守るためには自助・共助の重要性がクローズアップされており、市民一人ひとりの防災意識の向上と、地域が主体となる防災活動の強化支援を行ってきました。
- 以上のことから、大規模な災害に対応するためには、災害に強い都市基盤の構築や体制の構築を進めるとともに、防災まちづくりワークショップの実施などをととして、自助・共助・公助の取り組みを進めてきました。
- また、被災後の速やかな復興のために、平常時から復興の考え方や進め方をあらかじめ整理するために復興事前準備の検討に着手しました。

議論する内容

4-6-2 目指す方向と考え方

～強さとしなやかさを備えた安全・安心なまち～

- 「強さとしなやかさを備えた安全・安心なまち」で暮らすことができるよう都市づくりを推進し、「住みたい、住み続けたいまち」の実現
- 災害時の被害を可能な限り軽減させて、被災後の迅速な復旧を促す災害に強い都市基盤の整備
- 自助・共助・公助による取り組み体制の構築
- 被災後の復興に向けた体制の構築

(1) 災害時の被害を軽減させ、被災後の迅速な復旧を促す基盤づくり

(2) 自助・共助・公助による取り組み体制の構築

(3) 被災後の復興に向けた体制の構築

4-6-3 都市防災の方針

議論する内容

災害時の被害を軽減させ、被災後の迅速な復旧を促す基盤づくり

【災害に強い都市基盤整備のあり方を記載】

○地震に強い都市基盤の整備

<住環境の整備>

- 幹線道路の整備による災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給
- 住宅密集地などにおける建築物の耐震化・不燃化の促進

<道路・橋りょうの整備>

- 市内の全ての橋りょうの長寿命化による災害時の緊急活動の円滑化や避難路の確保
 - 緊急輸送路及び緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
 - 土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら狭あい道路の解消を促進
- ※再掲

<下水道施設の地震対策>

- 避難所や医療拠点等から流域下水道終末処理場を結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路などの地震対策の推進

<下水道施設の改築>

- 避難所や医療拠点等から流域下水道終末処理場を結ぶ管路などの改築（長寿命化）の推進 ※再掲
- 計画的な調査による雨水ポンプ場の改築（長寿命化）推進 ※再掲

<建築物の耐震性の向上による倒壊の軽減>

- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化の推進
- 住宅や民間の建築物の耐震改修工事の支援
- ブロック塀の倒壊による避難路の遮断を防ぐための支援

<公共施設の整備>

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要な拠点となる公共施設の機能維持整備

<防災空間の確保>

- クラスター（延焼運命共同体）内における火災延焼をはじめとした被害軽減のための延焼遮断帯や避難場所、防災上の空間確保と機能の整備

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体及び国・県との連携による相模川、小出川の河川改修や適正管理
- 下流側の河川の整備状況を踏まえた千ノ川や駒寄川の護岸整備 ※再掲
- 公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備による浸水軽減 ※再掲
- 雨水貯留タンクや雨水浸透枳の設置促進による宅地内雨水の流出抑制 ※再掲

自助・共助・公助による取り組み体制の構築

【防災意識の向上や地域で取り組む
防災の取り組みを記載】

○一人ひとりの防災意識の向上〔自助〕

- 日頃からの備えや迅速な避難行動のための市民防災意識の向上促進
- 洪水や津波、液状化のハザードマップ、地域危険度測定調査結果などのさらなる周知

○地域と取り組む防災対策〔共助・公助〕

＜災害情報の伝達体制の構築＞

- 防災行政用無線のデジタル化をはじめ、地域情報配信システム及びホームページ、防災ラジオ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備
- 災害対策地区防災拠点（公立小・中学校）の防災拠点機能の増強
- 地域の被災状況や住民の安否状況の市への報告や、被災状況や応急活動の実施状況等の地域への伝達体制の構築推進

＜避難対策の促進＞

- 円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築

＜避難行動要支援者の支援＞

- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知促進による地域の理解と協力による共助体制の向上

＜防災訓練の実施などによる地域での連携体制の構築＞

- 地域での連絡体制の構築や災害時を想定した防災訓練などの継続促進

被災後の復興に向けた体制の構築

【復興を円滑に進めるための取り組みにつ
いて記載】

＜「茅ヶ崎市地域防災計画」との連携強化＞

- 「茅ヶ崎市地域防災計画」との連携強化による、被災後の応急・復旧対応から復興への円滑な移行

＜復興準備に取り組む体制の整備＞

- 市民、事業者、各種団体、学校、市等が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくり
- 国、県及び近隣市と連携した地籍調査（官民境界等先行調査）の推進

【注意】

「・」で箇条書きされている内容は現段階で
記載を予定しているものの例示です。